

ビーチサッカー九州リーグ運営規約（案）

第 1 章 総 則

- 第 1 条 このリーグは、ビーチサッカー九州リーグという。
- 第 2 条 このリーグは、九州サッカー協会の統括を受ける。
- 第 3 条 このリーグの事務局は、
〒861-1115 熊本県合志市豊岡 2502-91
松 崎 正 孝 TEL (096)248-0868 とする。

第 2 章 目 的

- 第 4 条 このリーグは、参加チーム相互の切磋により、九州ビーチサッカーの普及・発展を期し、あわせてビーチサッカーの水準向上につとめると共に、参加者相互の親睦をはかり、よりよき社会の形成者となることを目的とする。

第 3 章 事 業

- 第 5 条 このリーグは、第 4 条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. ビーチサッカーリーグ戦の実施
 2. ビーチサッカー技術の研究及び指導
 3. その他本リーグの目的達成に必要な事業

第 4 章 組 織

- 第 6 条 このリーグは、九州各県サッカー協会の加盟団体で組織する。
参加チームは、第 4 条の目的を達成する為に必要な条件を備えたチームでなければならない。
- 第 7 条 参加チームは、九州各県サッカー協会承認を得たチームである。

第 5 章 役 員

- 第 8 条 このリーグには、次の役員を置く。但し、役員についてはリーグ運営委員会で決定する。
- | 顧問 | 若干名 |
|---------|-------------|
| リーグ委員長 | 1 名（常任運営委員） |
| リーグ副委員長 | 2 名（常任運営委員） |
| 事務局 長 | 1 名（常任運営委員） |
| 財 務 部 長 | 1 名（常任運営委員） |
| 審 判 担 当 | 1 名（常任運営委員） |

- 第9条 委員長は、このリーグを代表して業務を総括する。副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはこれを代行する。
- 第10条 事務局長は、運営委員会の決議及び運営委員会の決するところに従い業務を執行し、財務部長は、会計業務を執行する。
- 第11条 運営委員会は、8条の役員と参加チームの代表者で構成し、別に定める重要事項を審議する。
- 第12条 役員の任期は、その年のリーグ運営委員会から翌年のリーグ運営委員会までとする。但し、再任を妨げない。

第 6 章 会 議

- 第13条 運営委員会は、次の事項を審議し決定する。
(尚、常任運営委員会は規律・フェアプレー委員会も兼ねる。)
- 1 役員の推挙並びに選出
 - 2 事業計画
 - 3 予算並びに決算
 - 4 賞罰の裁定
 - 5 本規約の改廃
 - 6 その他決議を要する重要な事項
- 第14条 運営委員会は、年1回委員長が招集する。但し、委員長が必要と認めたとき又は委員の3の1以上が委員会開催の理由を示して請求したときは、委員長は臨時に運営委員会を招集しなければならない。
- 第15条 運営委員会は、委員総数の半数以上が出席しなければ開会することができない。運営委員会に出席できない委員は、委任状を提出し、代理人を指名し、表決を委任することができる。

第 7 章 会 計

- 第16条 この連盟の加盟団体は、別に定める参加費を納入する。
- 第17条 この連盟の経費は、次に掲げるもので支弁する。
- 1 参加費
 - 2 協賛金
 - 3 その他の収入
- 第18条 この連盟の会計年度は、その年のリーグ運営委員会から翌年のリーグ運営委員会迄とする。

第 8 章 附 則

- 第19条 本規約に基づく連盟の運営は、別に定める運営要綱によることとし、運営委員会の決議によらない限り改廃することはできない。又、改廃した場合には、九州サッカー協会へ報告する。

運 営 要 綱 (案)

1 会 計

- 1-1 常任運営委員会は、当該年度の予算及び前年度の決算を作成し、運営委員会及び九州サッカー協会に提出する。
- 1-2 収 入
 - (1) 参加費 (2) 協賛金 (3) その他の収入 (広告料その他)
 - (4) 繰越金
- 1-3 支 出
 - (1) 事務用品費 (2) 通信費 (3) 会議費 (4) 印刷費 (5) 会場使用料
 - (6) 人件費 (7) 交通費 (8) その他

2 選手資格

- 2-1 (財) 日本サッカー協会に登録された選手であること。
- 2-2 外国籍選手の登録も認める。
- 2-3 資格について疑義が提出されたときは、常任運営委員会で審議する。

3 登 録

- 3-1 前項の資格を有する選手の登録人数は、10名以上、30名以内とする。
外国籍選手は4名まで登録を認める。但し、ピッチ上にいる選手が2名を超えてはならない。
- 3-2 追加登録は、登録総数が30名に至るまで認め、大会期日の2週間前までに完了し、大会事務局に報告すること。(試合会場に選手証を持参すること)
- 3-3 リーグ開催期間中のリーグ参加チーム間の移籍は認めない。
- 3-4 ユニフォームは(財)日本サッカー協会制定のユニフォーム規程に準じる。
背番号(1~99までとする)をつけ、正副2着を登録すること。シャツの前面にも付けること。
- 3-5 参加選手は、他のチームと二重登録されていないこと。選手の二重登録は認めない。
- 3-6 高校生以上の登録とするが、高校生の試合出場は1試合について3名までとする。
中学生以下の登録は認めない。

4 組合せ及び日程

- 4-1 運営委員会は、リーグ開始に当り組合せ及び日程を決定する。
決定された日程は、原則として変更することはできない。
- 4-2 リーグ戦の日程が、九州大会以上の上位大会の日程と重複した場合には、日程の変更を認める。

5 審 判

- 5-1 主 審 開催県サッカー協会審判委員会派遣の審判員。
- 副 審 全試合帯同審判員で行なう。(審判講習会受講者で審判服着用のこと)
- 第3審 全試合帯同審判員で行なう。(審判講習会受講者で審判服着用のこと)

6 表 彰

6-1 下記の通り表彰する。

優 勝	賞状・優勝カップ・優勝楯・副賞を授与する
準優勝	賞状・準優勝楯・副賞を授与する
得点王	記念品を授与する

6-2 その他 特に表彰を必要とする場合は、運営委員会で決定する。

7 義 務

7-1 優勝チームは、次年度の九州ビーチサッカー大会（全国大会予選）への出場義務を負う。 （優勝チームは次年度のチーム所在県開催の九州大会予選大会には出場できない）

8 罰 則

8-1 棄権・不成立・不戦

棄権…事前に大会事務局及び相手チームに連絡もせず一方的に試合を放棄したチームは棄権とする。

不成立…試合開始予定時刻迄に、エントリー表を大会本部へ提示できないチーム、又は試合予定開始時刻に出場できる選手が5名以上いないチームは、試合不成立とする。

不戦…事前に大会事務局及び相手チームに連絡を行い、正当な理由と認められた場合は、不戦とする。（2週間前までに所定の手続きをした場合のみ不戦扱いとする。それ以後の届け出は不成立とする）当連盟が正当と認めた場合（台風、緊急災害等）は例外とする。

棄権をしたチームは、当年度リーグの以降の試合出場を禁止し、次年度のリーグへの参加を認めない。尚、棄権チームの登録選手は、次年度他チームに移籍しても、次年度のリーグ戦の出場を認めない。

不成立となったチームは、当年度リーグの順位を最下位とする。

棄権、不成立及び不戦の場合は、3-0で相手チームの勝ちとする。

8-2 規約の不履行

規約の不履行（会議の無断欠席等）が生じた場合は、運営委員会の決定に従うものとする。

8-3 マッチコーディネーションミーティング（MCM）

- ・MCMは試合開始30分前に本部にて行う。
- ・MCMの出席者は、会場責任者、審判員、各チームの代表者とする。
- ・各チーム代表は、メンバー表（所定用紙に記入する）、選手証（写真貼のもの）、正・副ユニフォームを持参すること。

8-4 選手は試合当日、選手登録証を持参し、大会本部へ提示する事。

尚、提示がない選手は試合には出場できない。

8-5 審判割当の不遵守

審判講習会受講者以外の者が審判をした場合及びチーム割当の審判に遅刻（試合開始予定30分前集合）又は放棄した場合は、運営委員会でチームの次年度リーグへの参加を検討する。

8-6 試合及び会場使用についてのマナーの著しく悪いチームに対しては運営委員会で次年度リーグへの参加を検討する。

9 プログラム

- 9-1 プログラムは、リーグ開始前に当連盟で作成する。
- 9-2 プログラムは、開催前に各チームへ割当部数を配付する。
- 9-3 プログラムの編集は、常任運営委員会にて行う。

10 競技規則・及び方法

- 10-1 (財)日本サッカー協会制定の『ビーチサッカー競技規則2011』に準ずる。
- 10-2 選手交代は、決められたエリアから、退く選手が退場してから入場する。回数は制限無。
- 10-3 退場及び警告
 - (財)日本サッカー協会制定の懲罰規定に準ずる。
 - ・ 退場—退場を命じられた選手及び退席を命じられた役員は、次の1試合の出場及びベンチ入りを自動的に停止し、その後の処置については、常任運営委員会(規律フェアプレー委員会)又は九州サッカー協会にて裁定する。
 - ・ 警告—同一試合で2回目の警告を受けた選手は、退場となり、次の1試合を出場停止とする。又、リーグ期間中累積警告が2回となった選手は、その試合は続行できるが次の1試合を出場停止とする。
- 10-4 使用球
 - 試合球は連盟が用意する。
- 10-5 形式及び成立
 - 1回総当りのリーグ戦方式にて行う。
 - スターティングメンバーが4人に満たない時は失格とし、0対3の敗戦とする。
 - 試合中、出場可能な選手が3人に満たなくなった時は失格とし、0対3の敗戦とする。
- 10-6 試合時間
 - 36分間(12分間×3ピリオド ランニングタイム)
 - 延長戦は行わない。ピリオド間のインターバル3分間。
- 10-7 順位決定
 - 勝点合計の多いチームを上位とし、順位を決定する。
 - 勝点は 勝-3、引分-1、敗-0 とする。
 - 但し勝点合計が同点の場合には以下の順序により決定する。
 - (1) 得失点差
 - (2) 総得点
 - (3) 当該チーム同士の対戦結果
 - (4) 抽選

11 試合運営

試合の運営に当っては、当日の会場責任者のもとで行なう。

- 11-1 会場の準備(ピッチ整備・コート、チームベンチ、第3審席、公式記録席作り・その他)は会場担当県チームが当り、試合開始30分前には完了しておくこと。
又、後片付けは最終試合の両チーム、審判、記録、ボールボーイ担当チームが行うこと。
- 11-2 メンバー表は、試合開始30分前に所定のメンバー用紙に記入して提出すること。
- 11-3 審判員は、会場責任者に審判講習会受講済の確認を受けること。